

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 活動の実施</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p><u>（6）市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の（5）に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</u></p> <p><u>（7）（6）の措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は都道府県知事の、複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は地方農政局長等の承認を受けるものとする。</u></p> <p>8～15（略）</p> <p>第2 資源向上支払交付金</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 活動の実施</p>	<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 活動の実施</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>8～15（略）</p> <p>第2 資源向上支払交付金</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 活動の実施</p>

改 正 後	現 行
<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙2の第6の1に定める交付額によらないものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、(6)の措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</u></p> <p><u>(7) (6)の措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は都道府県知事の、複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は地方農政局長等の承認を受けるものとする。</u></p> <p>9~18 (略)</p> <p>第3~第5 (略)</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9~18 (略)</p> <p>第3~第5 (略)</p>

附 則 (令和2年1月22日付け元農振第2639号)

1 この要領は、令和2年1月22日から施行する。

改 正 後	現 行
<p>実施要領 別記 一覧 (略)</p> <p>(別記1-1) ~ (別記6-1) (略)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領 様式集</p> <p>(様式第1-1号) ~ (様式第1-6号) (略)</p>	<p>実施要領 別記 一覧 (略)</p> <p>(別記1-1) ~ (別記6-1) (略)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領 様式集 (略)</p> <p>(様式第1-1号) ~ (様式第1-6号) (略)</p>

